

令和4年度の地域力創造グループの施策等について②

令和4年1月24日 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊について1

○ 令和2年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から微増の5,560人となった。

(うち、特別交付税によるものは、<u>前年度から115人増の5,464人)</u>

〇 一方、受入自治体数は前年度から6団体減少し、1,065団体となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人 (5,349人)	5,560 人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

- ※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数
- ※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R2年度:96人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税ベース
- ※令和2年3月末までに任期終了した隊員(6,525人)との合計は、11,989人

参考:地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の<u>約7割が</u> 20歳代と30歳代

任期終了後、<u>約6割が同じ地域に定住</u> ※R2.3末調査時点

- ○**制度概要:**都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- ○実施主体:地方公共団体 ○活動期間:概ね1年以上3年以下
- ○総務省の支援:・特別交付税措置 (隊員1人あたり480万円上限 等)
 - ・令和4年度予算(案) 2.4億円
- ・隊員のなり手の掘り起こし (地域おこし協力隊全国サミット等)
- ・受入れ・サポート体制の強化 (地域おこし協力隊サポートデスク 等)
- ・定住促進に向けた起業支援 (起業・事業化研修等)

地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果 ~地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組~



地域おこし協力隊

- ○自身の才能・能力を活かした活動
- ○理想とする暮らしや生き甲斐発見



地 域

- ○斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- ○協力隊員の熱意と行動力が 地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- ○行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- ○住民が増えることによる地域の活性化

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員向け】

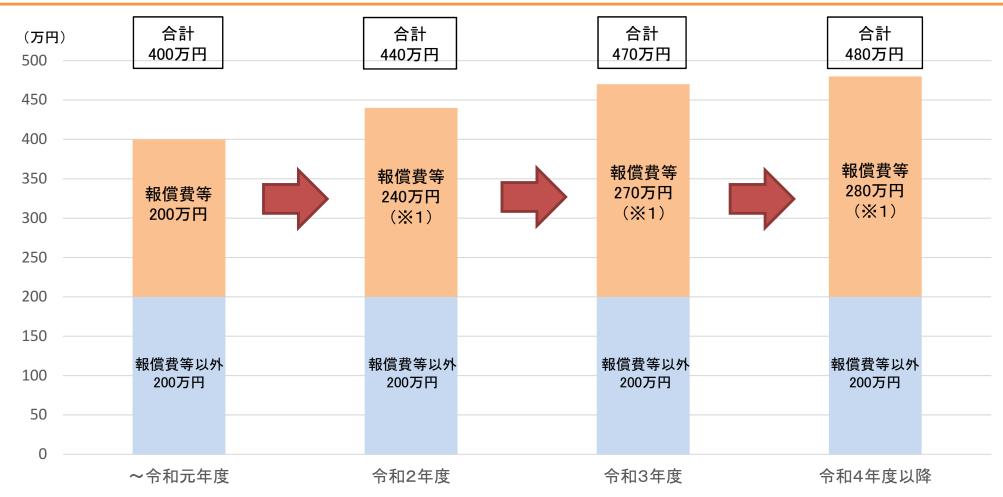
- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費:480万円/隊員1人を上限
 - ・報償費等…280万円(隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限)
 - ・その他の経費…200万円(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など)
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置(令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象)。
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費:100万円/1人を上限
 - ・最終年次及び任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。令和4年度は引き続き、対象期間を最終年次及び任期終了後2年以内へ延長。
- ③ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費(今和3年度から):措置率 0. 5

【自治体向け】

- <u>④ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:200万円/1団体を上限</u>
- ▶ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費 : 100万円/1団体を上限
- ▶ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費(令和3年度から): 100万円/1団体を上限^(※)、1.2万円/1人・1日を上限^(※※)
 (※) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※※) …参加者の活動に要する経費
- (次)…団体のプログプムTF成寺に安する柱員、(次次)…参加有の冶動に安する柱員
- |◎都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置
 - ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等(平成28年度から)
 - ② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備(令和2年度から)

会計年度任用職員制度導入に伴う特別交付税措置の上限額の引上げについて

○ 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、期末手当や退職手当等が支給されることとなったことを踏まえ、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置の上限額を以下のとおり引上げ。



※1 隊員のスキルや交通条件等を考慮した報償費等の弾力化については、令和2年度は上限290万円、令和3年度は上限320万円、令和4年度以降は上限330万円とする(この場合も活動に要する経費の上限は、令和2年度は440万円、令和3年度は470万円、令和4年度以降は480万円)。

※2 今回の報償費等の引上げについては、地方自治体と隊員との間で委託契約を締結する等、地方自治体と隊員との間に任用関係が無い場合も対象となることから、当該場合においても隊員に対して各種手当に準じた支給がなされるよう、適切に対応されたい。 5

地域おこし協力隊の拡充に向けて

○ 令和6年度に現役隊員数を8,000人とする目標の達成に向け、以下に重点的に取り組む。

1. 応募者数の増加

- ・**応募者の裾野を拡大するため**、2泊3日程度地域協力活動を体験することができる<u>「おためし地域お</u> こし協力隊」を実施(令和元年度から)。さらに、2週間から3ヶ月間、実際の地域おこし協力隊の 業務に従事することのできる<u>「地域おこし協力隊インターン」を創設</u>(令和3年度から)
- ・シニア層への働きかけを強めるとともに、在住外国人、青年海外協力隊経験者等の受入を一層促進 するため要件を見直して受入可能な市町村を拡大
- ・任期後の定住支援として、住居とする空き家の改修経費に対し財政措置**(令和3年度から)**
- ・起業・事業承継に要する経費について、<mark>令和4年度は引き続き</mark>、対象期間を最終年次及び任期終了後1年 以内から、最終年次及び**任期終了後2年以内へ延長**

2. 隊員募集数の増加

- ・地方自治体に対する効果的な募集のあり方の研修や、「協力隊の受入れに関する手引き」の充実などによりノウハウを共有。また、隊員の孤立を避ける観点からも、複数人の受入れを要請
- ・自治体職員向けの相談窓口として「地域おこし協力隊サポートデスク」を設置するとともに、隊員 受入れに際しての助言等を行う協力隊OB・OGのネットワーク組織づくりを推進

3. 隊員・受入れ自治体・受入地域間におけるマッチングの向上

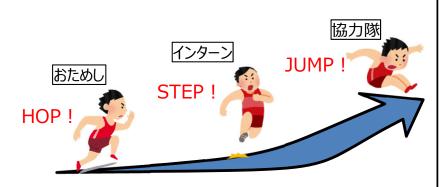
- ・自治体職員向けの研修を通じ受入に際しての留意事項を周知
- ・ミスマッチの防止・マッチングの向上のため、隊員として活動する前に、協力隊業務の体験等ができる「おためし地域おこし協力隊」(再掲)や「地域おこし協力隊インターン」(再掲)を実施

地域おこし協力隊の強化

○ 地域おこし協力隊は、平成21年度の創設以降、年々隊員数が増加し、令和2年度では5,560人の隊員が全国1,065の団体で活躍している。また、隊員OB・OGについても、引き続き地域で活躍されるなど地域活性化に大きく貢献している。こうした取組をさらに展開するため、地域おこし協力隊の強化を行う。

地域おこし協力隊インターン

- ・「おためし地域おこし協力隊」(2泊3日程度)を実施しているが、 隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイ メージ できるよう、
- 2週間~3か月、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」を新たに創設。
- ★財政措置(特別交付税措置)
- ・インターンのプログラム作成等に要する経費:1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費: 1人・1日あたり1.2万円上限



定住に向けた支援の強化

- (1) 任期後の住まい確保支援措置の創設
- ・協力隊が活動する条件不利地域では賃貸物件も少なく、住まいが 定住する際のハードルとなっているとの声があるため、新たな支援を創 設。
- ★財政措置(特別交付税措置)
- ・対象経費:任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ・措置率等:措置率0.5 (財政力補正なし)

(2) 起業支援の対象期間の拡大

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象期間を延長していたところ、令和4年度も引き続き、任期後の対象期間を1年→2年へ延長。

 任期後
 任期後

 1年目
 2年目
 3年目
 1年目
 2年目

令和4年度も 引き続き対象期間

現行の対象期間

海外在住者向けの地域要件緩和

・現行、地域おこし協力隊員となるには、都市地域から転出することが要件となっているが、海外在住者が地域おこし協力隊員となる際に、国内の都市地域に住民票を異動させずに、直接地域おこし協力隊着任できるよう、地域要件の見直しを行う。

7

地域おこし協力隊インターン

○ 令和6年度に隊員数8,000人という目標に向け**「応募者数の増加」が急務**であるなか、令和元年度から「おためし地域 おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が**具体的にイメージしにくい**という意見も。そこで、 「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして**「地域おこし協力隊インターン」を創設**し、応募者の裾野を拡大。

地域おこし協力隊インターン

★期間

★移住要件

・2週間~3か月

・なし

★活動内容

- ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事
- ★財政措置(特別交付税措置)
- ・インターンのプログラム作成等に要する経費: 1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費: 1人・1日あたり1.2万円上限
- ⇒地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし 協力隊をあまり知らない方へアピール!
- ⇒地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージを もって検討することが可能に!

地域おこし協力隊

★期間

- •1年~3年
- ★移住要件
- ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要
- ★活動内容(例)
- ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
- ・農林水産業への従事
- ・住民の生活支援

等

- ★財政措置(特別交付税措置)
- ・募集経費:1団体あたり200万円上限
- ・活動経費等:1人あたり480万円上限

おためし地域おこし協力隊

★期間

- ・主に2泊3日
- ★移住要件
- ・なし

★活動内容(例)

- ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
- ・地域の案内、交流会
- ・地域協力活動の実地体験

等

- ★財政措置(特別交付税措置)
- ・実施経費:1団体あたり100万円上限

参考事例

- ・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1 か月(短期)~1 年(長期)の「地域インターン」を実施。短期(主に大学生)113名、長期(主に社会人)35名が参加(2012~2019年度、延べ数)
- ・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、 学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R4予算額(案):244百万円 (R3予算額:146百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和2年度は5.560人であり、令和6年度に8.000人に増やすという目標を掲げている(まち・ ひと・しごと創生基本方針2021)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等を充実」することとしている(経済財政運営と改革の基本方針 2021)
- 具体的には、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、強力なPRによる隊員のなり手の掘り起こし、未導入団体や応募が 集まらない団体へのフォローアップ、女性隊員の活躍促進、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充といった取組を 一体として進め、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方 の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、 事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員 同十の学び、交流の場を提供。

■メディアやSNS等を活用した制度周知

・地域おこし協力隊をはじめとする各種の地方に対する人的 支援施策の募集情報等を一元的に検索できるポータルサイト を総務省で構築し、マッチングを促進。加えて、制度の より一層のPRに向け、各種メディアやSNSを活用して 周知・広報を大幅に強化。

■募集者数・魅力ある募集案件の増加に向けた自治体支援

・「募集を行っているが応募がない」等の課題を抱える自治体 を対象に、有識者・中間支援組織・協力隊OB/OG等で構成 するチームによる伴走支援をモデル事業として実施。併せて その成果を全国に共有し、自治体の募集案件の質量双方での 拡充を図る。









隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」 等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域 おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することに より、より身近なサポート体制を構築。

■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・初任隊員向けの「初任者研修」、2~3年目の隊員向けの「ステップアップ 研修 | 等の「段階別」の各種研修会を開催する。
- ・併せて、隊員の孤立化の防止に向け、任期終了後にも頼れる知己を得る場 として「活動分野別」の研修を実施するとともに、同じ分野で活動する 隊員間のつながりを強化する等、隊員へのサポートの更なる充実を図る。

■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進 するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

■ 地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを 実施。優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。



地域への 人材環流を 推進!

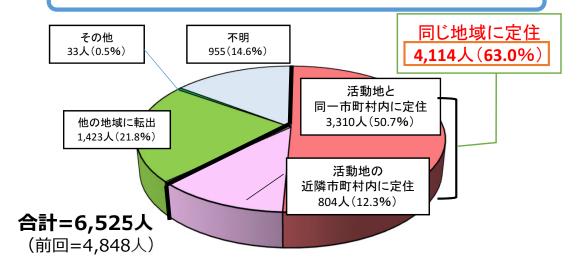
起業・定住

任期後

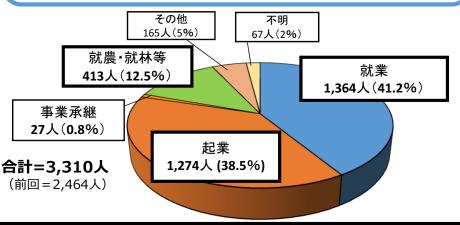
地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要(今和3年3月公表)

○令和2年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。 (前回調査:平成31年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住



同一市町村内に定住した者は3,310人前回調査(2,464人)比で約1.3倍に増加



任期終了後定住した隊員の動向

起業		就業○行政	双関係(自治体職員、議員	l、集落支援員等) 3 4 9名	就農・就林等		事業承継
○飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン 等)	207名	○観光	光業(旅行業・宿泊業等)	158名	○農業	3 4 1名	
○宿泊業(ゲストハウス、農家民宿 等)	143名	○農林	は漁業(農業法人、森林	組合等)177名	○林業	4 5名	○27名(酒造の承継、民宿の承継 等)
○美術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者	137名	○地域	づくり・まちづくり支	援業 102名	○畜産業	18名	
○6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売等)	9 4名	○医療	・福祉業 76名		○漁業・水産業	6名	
○小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売 等)	91名	○小売	業 66名				
○観光業(ツアー案内、日本文化体験 等)	7 4 名	○製造	業 61名			ほか	
○まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援 等)	5 8 名	○飲食	51名				
	ほか	○教育	39名	ほか			※準備中・研修中を含む

地域おこし協力隊~取組事例~

北海道標茶町

【活動内容】

- ・標茶町には軍馬生産から続く乗用馬文化が根付いていることを活かし、「馬を核とした地域づくり」を目指す「道東ホースタウンプロジェクト」を立ち上げ。乗馬のみならず、馬の世話まで含めた地場体験ツアーを企画し、リピーターを作ることに貢献している。
- ・都市圏の乗馬愛好者対象のマーケティング 調査や、ホーストレッキングツアーの開催、 ホーストレッキングコースの開発も行う。

【ポイント】

- ・道内旅行で体験した乗馬が趣味となり、 以来道東の牧場施設等を訪れていたことが 縁で隊員となった。
- ・本プロジェクトは町で初の官民連携事業。



愛知県東榮町

【概要】

地域資源を活用した誘客事業

【活動内容】

- ・美をテーマとした観光振興
- ・協力隊の卒業生が立ち上げた手作りコスメティック体験事業「naori」の講師
- ・地域素材を活用した手作り石鹸の商品化に向けた取り組み
- •ワラーチワークショップやエコイベントの開催

【ポイント】

・「美」を町の共通テーマとして発信し、集客する ことで地域が稼ぐ「ビューティーツーリズム」 事業。

その主軸となる「naori」講師を務めることで、 自立への第一歩とする。



福島県西会津町

【概要】

•伝統工芸の継承(出ヶ原和紙)

【活動内容】

- ・体験ワークショップの実施
- ・商品制作(委嘱状・感謝状・オーダー建具等)
- ・展示(喜多方プラザ・西会津国際芸術村)
- ・原料作り
- 工房整備(アーティストインレジデンス)

【ポイント】

・アーティストインレジデンスはリトアニア美術学校 の副校長を務めるアーティストも滞在し、和紙づ くりを体験した。今後も国際的な交流・PRが期待 できる。





茨城県高萩市

【概要】

食用ほおずきのブランド化を目的とした活動

【活動内容】

・栽培, 収穫, 加工, 販売, PR活動を行うほか、農業を通じた地域活性化の取り組みを行っている。

【ポイント】

- ・食用ほおずきを主とした、農業的ライフス タイルを確立する事で、交流人口の拡大 を図るなど、ほおずき産地化に向けて活 動している。
- ・前職を退社後、就農を志し受講した国内外 の研修で習得した知識や経験を活かし食 用ほおずきのブランド化の牽引役として活躍している。



地域おこし協力隊~「任期終了後」の活躍事例~

島根県雲南市

40代女性

起業

【定住状況】

任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- 任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、 専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりの ワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティ をする等している。

【ポイント】

元々の専門である体づくりの仕事と、 協力隊の経験を活かした仕事を組み 合わせた「多業」。



20代男性

就農

【定住状況】

岡山県美作市

任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

【活動内容】

- 任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺 の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペー スづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- 任期終了後は、再生した棚田での米作りや にんにくなど農作物の生産を行いながら広 葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行って いる。

【ポイント】

過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを 再生した。



新潟県十日町市

30代男性

就業

【定住状況】

・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

- 任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アク ティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した 法人を立ち上げ、自身もガイドとして、 様々な里山体験ツアーなどを開催し ている。

【ポイント】

・任期中の隊員活動の実績を元にした、 活動地での起業と就業。



鳥取県八頭町

20代女性

【定住状況】

任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- 任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を 行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活 動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディ ネーターとして就業。広報や企画の仕事を 通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

【ポイント】

・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた 地で就業。



就業

地域おこし協力隊 都道府県別任期終了者数と定住率

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	912	658	72.1%	滋賀県	76	45	59.2%
青森県	50	33	66.0%	京都府	66	40	60.6%
岩手県	134	95	70.9%	大阪府	2	2	100%
宮城県	95	58	61.1%	兵庫県	145	87	60.0%
秋田県	91	46	50.5%	奈良県	138	88	63.8%
山形県	192	110	57.3%	和歌山県	65	41	63.1%
福島県	155	85	54.8%	鳥取県	143	91	63.6%
茨城県	110	68	61.8%	島根県	353	194	55.0%
栃木県	96	63	65.6%	岡山県	237	146	61.6%
群馬県	131	71	54.2%	広島県	129	91	70.5%
埼玉県	21	13	61.9%	山口県	74	59	79.7%
千葉県	39	25	64.1%	徳島県	136	80	58.8%
東京都	13	12	92.3%	香川県	42	26	61.9%
神奈川県	2	1	50.0%	愛媛県	152	102	67.1%
新潟県	239	154	64.4%	高知県	270	178	65.9%
富山県	68	44	64.7%	福岡県	142	97	68.3%
石川県	46	31	67.4%	佐賀県	40	20	50.0%
福井県	84	52	61.9%	長崎県	141	72	51.1%
山梨県	229	119	52.0%	熊本県	111	75	67.6%
長野県	512	328	64.1%	大分県	186	121	65.1%
岐阜県	97	57	58.8%	宮崎県	117	78	66.7%
静岡県	80	59	73.8%	鹿児島県	179	103	57.5%
愛知県	31	20	64.5%	沖縄県	64	31	48.4%
三重県	90	45	50.0%				10

各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又は ブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例が増えている。
- 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、<u>隊員同士の交流の機会</u>を 確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
- 隊員の起業等について、各都道府県の「よろず支援拠点」との連携も考えられる。
 - → 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置 (平成28年度から)

各団体の取組内容

愛媛県

○隊員向け研修

- 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワークを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- 移住コンシェルジュ(県集落支援員)が、隊員を定期的に 訪問するとともに、情報共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それにより、隊員間の連携強 化や不安解消を図り、定住につなげる活動を行っている。

新潟県

○隊員向け研修

- 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」を開催している。
- 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

○地方自治体職員向け研修

• 隊員の受入れ体制の構築促進と、地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」、「協力隊募集ワークショップ」を開催している。

地域おこし協力隊サポートデスク事業

〇 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援 「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設(平成28年9月27日開設)

事 業 内 容

〇地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に 一元的に対応できる

「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。

- ○専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から 対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを 受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- ○全国の地域に共通する課題に対する 経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 〇専門の相談員(協力隊員OB・OG等) 8名(うち女性3名)でサポート。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

(平成28年9月27日~令和3年3月31日·営業日1,370日間)

相談件数

合計6,044件

・電話 4,519件・電子メール 1,136件・来訪(対面) 384件・出張 5件

相談者区分

· 自治体関係者 2,987件(49.4%)

・ 地域おこし協力隊員 2,196件(36.3%)

・協力隊希望者 410件(6.8%)

その他 451件(7.5%)

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、 サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省に問い合わせてください。

15

コロナ禍により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例の創設

※令和4年度より

- 地域おこし協力隊は、上限3年の任期中の活動により地域活性化に貢献するのみならず、活動を通じて地域に溶け込み、**任期** 終了後に約6割が定住・定着するなど、都市部人材の地方回帰を進めるうえで重要な施策。
- コロナウイルス蔓延の長期化により、活動に大きな制約を受け、任期中に十分な活動ができない隊員(※)が一定数存在す **ることから、**そうした隊員を対象とする**隊員の任期特例を創設。**
 - 観光振興のために赴任したが活動場所となる予定の観光施設が閉鎖、地域振興のために赴任したがイベント・行事が全て中止、 移住推進のために赴任したが都会の人を呼び込もうとすると住民が反発

概要

- 隊員本人の希望を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、 他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置。
- 令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象とする。
 - ※令和4年度以降に任用された隊員については、そのときの情勢を見て総合的に判断

【現状】

コロナ蔓延 R2年度 R4年度 R5年度 R3年度 活動制約有 隊員A 隊員B 活動制約有 隊員C 隊員の任期



コロナ蔓延											
R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度						
1	活動制	 約有	2	<u></u>							
	活動制	削約有	1	2	3						
		活動制約有	1	2	3						
隊員の	任期	隊員の任期]特例(2年	以内で受入自	治体が設定)						

- ・仟期特例により、活動制約を受けた隊員にも①~③と実質的に3年の活動期間を確保。
- ・コロナ禍以前に活動した隊員と同様に地域協力活動を行い、スムーズに任期終了後の定住・定着に繋げることが可能。 16

地域プロジェクトマネージャー

地域プロジェクトマネージャー

○ 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度。

イメージ

- ★ブリッジ人材が不在だと・・・
- ・コミュニケーション不足から混乱が 生起、関係者がお互いに不信感

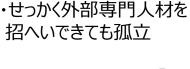


★地域プロマネ任用により・・・

・多様な関係者間を調整、橋渡し



・チームとしてプロジェクトを推進







⇒プロジェクトの実があがらない状態に



⇒プロジェクトを着実に 成果へつなげる!

制度概要

★人物像

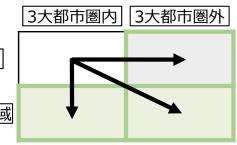
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、 受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、<u>650万円/人を上限</u>に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3 大都市圏内又は3 大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ 住民票を異動(<u>地域おこし協力隊と同様</u>)
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



条件不利地域

都市地域

地域プロジェクトマネージャー

参考事例①(群馬県みなかみ町)

人物:外部人材(地域おこし協力隊OB)

事業:道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発

(プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡語と、外部人材の手配)

成果:着任前に比べ売上増加、施設の入れ込み客増加





(出典) 道の駅 たくみの里HP

参考事例③(岐阜県郡上市)

人物:外部人材(電通社員として、また自身が経営する法人を

通じて郡上市に継続的に関与(地域おこし企業人))

事業:移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ

(プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡語と、外部人材の手配)

成果: 3年間で19人の起業挑戦者を誘致

100人以上のプロジェクト人口を創出





(出典)郡上カンパニーHP

参考事例②(山梨県富士吉田市)

人物:外部人材(地域おこし協力隊OB)

事業:空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務

(プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等)

成果:移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用

ゲストハウス開業





(提供) 富十吉田市

参考事例④(北海道利尻町)

人物:外部人材(地域おこし企業人OB)

事業:定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域

おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果:閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住

移住相談窓口の開設(運営は民間)等





(出典) 利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

地域活性化起業人(企業人材派遣制度)

地域活性化起業人(企業人材派遣制度)

〇 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら 地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に 三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①3大都市圏外の市町村
- ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

<u>1,429市町村</u>

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

〇観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

│○ICT分野(デジタル人材)

〇地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

〇中心市街地活性化

等

特別交付税 措 置

- 〇派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 〇起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 〇起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期 間

6ヵ月 ~ 3年

自治体

民間のスペシャリスト人材

を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら 取組を展開



(協定締結)

民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

地域活性化起業人 活用事例

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

岩手県釜石市

株式会社LIFULL

(不動産情報サービス事業等)

【取組内容】

(派遣期間:平成30年4月~令和2年3月)

- ・空き家情報の集約・発信
- ・空き家利活用を推進する人材育成 (民間主導事業へのシフト、地元人材の育成等)
- ・民泊推進(物件改装・運営等に関する民間ノウハウの提供)

【取組成果】

- ・営業時代のノウハウを活かし、活用できる空き家の掘り 起こしや利用者とのマッチングを推進
- ・空き家活用によるモデルケース(ルームシェア×民泊利用)づくりを推進



長野県伊那市

沖電気工業株式会社 (情報通信事業等)

【取組内容】 (派遣期間:平成30年4月~令和2年3月)

- ・伊那市の産業政策「新産業技術推進事業(PASTWORKS)」における事業の具体化
- ・官民連携コンソーシアムの運営および実証事業の支援

【取組成果】

- ・ITスキルを活かし、「スマート農業」、 「スマート林業」、「ドローン物流」、「インテリジェント 交通」、「ICT教育」の実証・実用化を推進
- ・「スマート工業」、「アメニティ定住」の2部門を 新たに展開



鳥取県伯耆町

株式会社ルネサンス

(スポーツクラブ事業、健康づくり事業等)

【取組内容】

(派遣期間:平成29年1月~令和元年12月)

- ・ほうき健康経営プロジェクトの推進 (遊休施設のリノベーションと活用、スポーツクラブ事業の運営団体の創出等)
- ・ワーキングコミュニティスペース事業 (遊休施設のリノベーションと活用、過疎地域における高齢者向けの就労・健康・コミュニティスペースづくり等)

【取組成果】

- ・民間ノウハウの活用による施設整備及び運営体制 を確立。地域内雇用を創出し、民間ノウハウを伝授
- ・スポーツクラブ事業・ワーキングコミュニティ事業 共に目標値を上回る会員数(KPI)を実現
- ・会員定着のために様々なイベント等を実施



愛媛県宇和島市

株式会社ウインウイン (採用コンサルティング事業等)

【取組内容】 (派遣期間:平成30年11月~令和3年3月)

- ・平成30年7月豪雨災害への復旧・復興
- 復興に係る中間支援組織の立上げ支援
- ・柑橘担い手チーム立上げの支援

【取組成果】

- ・民間企業と行政のコーディネート経験を活かし 現場の農家やボランティア等数多くの関係者のニーズ をヒアリング等により整理、関係性を構築
- ・「中間支援組織」及び「柑橘担い手チーム」共に 令和元年7月に発足
- 現場での調整業務を担うコーディネーター を雇用・育成



地域活性化起業人の実績等① ※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

績 実

※特別交付税ベース

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人	148人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体

20代	30代	40代	50代	60代
► 16人	43人	33人	48人	8人
(11%)	(29%)	(22%)	(32%)	(5%)

活躍先

(令和2年度特別交付税ベース)

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
	室蘭市	1	パナソニックITS 株式会社
	ニセコ町	1	株式会社 JTB
	— CJMJ	1	株式会社 日本旅行
	長沼町	1	公益財団法人 日本生態系協会
	東川町	1	株式会社 シー・エム・エス
北海道	利尻町	1	特定非営利法人 離島経済新聞社
10/14/2	回 首	1	株式会社 クーバル
	厚真町	1	株式会社 森のエネルギー研究所
	安平町	1	ソフトバンク 株式会社
		1	株式会社 FoundingBase
	上士幌町	1	東日本電信電話 株式会社
	弟子屈町	1	株式会社 wodertrunk&co
	釜石市	1	江崎グリコ 株式会社
岩手県	亚·口·山·	1	ソフトバンク 株式会社
	田野畑村	1	株式会社 アースカラー
秋田県	仙北市	1	株式会社 JTB
	郡山市	1	株式会社 日本旅行
福島県	いわき市	1	ソフトバンク 株式会社
旧四尔	南相馬市	1	イオンリテール 株式会社
	伊達市	1	イオンリテール 株式会社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
福島県	磐梯町	1	株式会社 LIFULL
油 角	浪江町	1	株式会社 良品計画
栃木県	佐野市	1	ジェイアールバス関東 株式会社
群馬県	高山村	2	株式会社 Tree to Green
	秩父市	1	株式会社 ゼンリン
埼玉県	横瀬町	1	独立行政法人 国際協力機構
为上水	小鹿野町	1	株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏
	小庭野叫	1	株式会社 武蔵野銀行
千葉県	いすみ市	1	株式会社 京葉銀行
一	0.907113	1	株式会社 良品計画
	柏崎市	2	株式会社 温泉道場
新潟県	十日町市	1	株式会社 良品計画
利加尔	糸魚川市	2	株式会社 日本旅行
	粟島浦村	1	株式会社 離島キッチン
富山県	魚津市	1	株式会社 JTB
田川示	朝日町	1	創造系不動産 株式会社
	小松市	1	株式会社 エイチ・アイ・エス
石川県		1	株式会社 電通
11川宗	加賀市	1	ITbook 株式会社
		1	西日本電信電話 株式会社

地域活性化起業人実績等②

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
	甲府市	1	株式会社 JTBパブリッシング
	笛吹市	1	株式会社 JTB
山梨県		1	株式会社 スタンス
	丹波山村	1	株式会社 アイ・エフ・クリエイト
		1	アグリマス 株式会社
		1	株式会社 東急エージェンシー
	上田市	1	東日本電信電話 株式会社
		1	ソフトバンク株式会社
	伊那市	1	東日本電信電話 株式会社
		1	株式会社 ゼンリン
長野県	飯山市	1	株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏
区主	小海町	1	株式会社 さとゆめ
	辰野町	1	株式会社 パソナグループ
	40.7744	1	株式会社 WHERE
	根羽村	1	株式会社 FoundingBase
	小谷村	1	チームラボセールス 株式会社
	信濃町	1	マーキュリープロジェクトオフィス 株式会社
岐阜県	郡上市	1	株式会社 電通

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
	鳥羽市	1	合同会社 DMM.com
		1	チームラボセールス 株式会社
		2	株式会社 アクアプランネット
	1.45 × ±	1	株式会社 三重電子計算センター
	いなべ市	2	株式会社 KADOKAWA
		1	一般社団法人 日本非常食推進機構
三重県		2	株式会社 ベネッセコーポレーション
二里宗	伊賀市	1	株式会社 フェリシモ
	が貝巾	1	イマイシス 株式会社
	多気町	1	ソフトバンク 株式会社
		1	グローブマーケティング 株式会社
		1	丸亀不動産 有限会社
	DD 40 mr	1	株式会社 産業経済新聞社
	明和町	1	ソフトバンク 株式会社
	÷ 0.4.+	1	株式会社 JTB
	京丹後市	1	株式会社 ANA総合研究所
京都府		2	京都信用金庫
	笠置町	2	有限会社 アドスプリング
		1	株式会社 日本旅行

地域活性化起業人実績等③

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
F. 库. 旧	南あわじ市	1	株式会社 近畿日本ツーリスト関西
兵庫県	新温泉町	1	株式会社 5-RELAX
	田原本町	1	ITBOOK 株式会社
奈良県	吉野町	1	株式会社 南都銀行
水及水		1	株式会社 南都銀行
	川上村	1	市民生活協同組合ならコープ
和歌山県	那智勝浦町	1	株式会社 ノットワールド
鳥取県	伯耆町	1	株式会社 ルネサンス
	雲南市	1	株式会社 竹中工務店
	五川山	1	株式会社 ヒトカラメディア
	津和野町	1	株式会社 FoundingBase
島根県	/∓ ("H±", m")	1	Pomalo 株式会社
四似水	海士町	1	英治出版 株式会社
	/毋工叫	1	株式会社 水谷智之事務所
	隠岐の島町	2	株式会社 エービーシースタイル
	高梁市	1	株式会社 ANA総合研究所
岡山県	西粟倉村	1	合同会社 ブラウズ
	四米启刊	1	Grock

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
	福山市	1	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
	府中市	1	株式会社 JTB
	力共享四十	1	株式会社 WHERE
広島県	安芸高田市	1	株式会社 iD
		2	ITbook 株式会社
	安芸太田町	1	NTTフィールドテクノ 株式会社
山口県	宇部市	1	株式会社 NTTドコモ
徳島県	東みよし町	1	株式会社 GROXコンサルティング
	三豊市	1	株式会社 MATCHA
香川県		1	株式会社 クリエアナブキ
	土庄町	1	KNT-CTホールディングス 株式会社
	空和自士	1	株式会社 ウインウイン
愛媛県	宇和島市	1	株式会社 ANA総合研究所
支 坂尔	新居浜市	1	ソフトバンク 株式会社
	西条市	1	リコージャパン 株式会社
	四万十市	1	株式会社 ANA総合研究所
高知県	土佐町	1	プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社
	梼原町	1	アジア航測 株式会社

地域活性化起業人実績等4

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
福岡県	宗像市	1	株式会社 ジャルセールス
	糸島市	1	株式会社 博報堂
		1	株式会社 たしざん
佐賀県	唐津市	1	ソフトバンク 株式会社
	伊万里市	1	日本航空 株式会社
		1	株式会社 JALナビア
長崎県	島原市	1	株式会社 博報堂
	対馬市	1	株式会社 日本旅行
	壱岐市	1	株式会社 リクルート
熊本県	天草市	1	株式会社 ANA総合研究所
	南小国町	1	株式会社 JTB
	高森町	2	株式会社 じぞう屋
	多良木町	1	株式会社 コアース
宮崎県	都城市	1	株式会社 ANA総合研究所
鹿児島県	指宿市	1	株式会社 アグリゲート
	薩摩川内市	1	株式会社 ANA総合研究所
	三島村	1	株式会社 離島キッチン
	大崎町	1	一般社団法人 リバースプロジェクト
	肝付町	1	株式会社 ANA総合研究所
	和泊町	1	セントラルスポーツ 株式会社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
沖縄県	浦添市	2	全日本空輸 株式会社
	恩納村	1	SDGパートナーズ 有限会社
		1	株式会社 SecondStage

外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度

外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度の拡充

地域人材ネット

外部専門家(=地域力創造アドバイザー)のデータベース

- 〇都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 〇民間専門家(388名)、先進自治体で活躍している職員(22名(組織を含む)) (令和3年4月1日現在 計410名・組織)
- 〇地域力創造アドバイザー検索ページ http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

財政措置

- 〇対象市町村: ①3大都市圏外の市町村
 - ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村 ※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 〇財政措置の内容:

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

【成果·効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価 向上に伴い、出荷量が増加するとともに、 マーケティングの指導も受けた結果、 「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

【成果·効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業 を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通り に活動拠点となるカフェバルをオープンした。

関係人口の創出・拡大

関係人口について

- 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、<u>特定の地域に</u> 継続的に多様な形で関わる者。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域に よっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の 人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにと どまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価 値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の **増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創 出・拡大は、受入側のみならず、地域に関わる人々にとつ ても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会を もたらすものであり、双方にとって重要な意義がある。 (第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

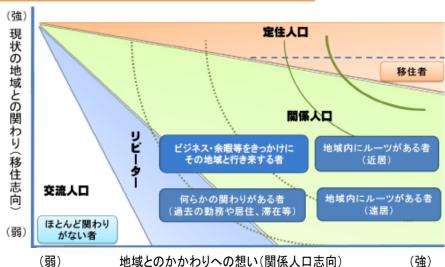
関係人口の取組例

<宮崎県五ヶ瀬町(R元モデル事業)> 県立中高一貫校の卒業生を対象とした 関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市(R元モデル事業)> 地方の農業に関心のある都市部からの 滞在者との協働による農業用水路の修繕

関係人口のイメージ



地域とのかかわりへの想い(関係人口志向) (弱)



<愛媛県西条市(H30モデル事業)> 「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での 「はすみファンと共に創る地域」事業 「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町(H30モデル事業)> での「INAKAイルミ」の実施

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R4予算額(案):0.1億円

- 〇総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、 平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- 〇さらに、<u>過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図る</u>とともに、「『関係人口』ポータルサイト」を改修し、地方団体が地域への多様な関わり方(かかわりしろ)を発信できるプラットフォームを構築。
- 〇<u>地方財政措置を講じる</u>ことにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

全国に向けた情報発信

〇自治体等向けセミナーの開催などを通 じ、関係人口が継続的により深く地域に 関わるために参考となる事例やノウハウ 等の横展開等を図る。

地域からの情報発信の強化

〇「『関係人口』ポータルサイト」を 改修し、地方団体が地域への多様な関 わり方(かかわりしろ)を発信できる プラットフォームを構築。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

〇地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、 令和3年度より地方財政措置(普通交付税措置)を講じることにより、 全国各地での取組を推進。

「協働」

関係人口と地域との

(モデル事業 25団体)

H30•R1

関係人口の創出・裾野拡大

(モデル事業 30団体 (H30)、44団体(R1)) R3 ~

関係人口施策の実装化 (普通交付税措置) 全国各地で取組の実装

目指す姿

全国各地で、 関係人口が地域と 関わり合いながら 地域活性化に貢献



『関係人口』ポータルサイト URL https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/

化

サテライトオフィス誘致の取組に対する支援

サテライトオフィス・マッチング支援事業

R4予算額(案):0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業 とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 〇 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 916箇所(令和2年度末時点)



三大都市圏企業

・コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり 多くの企業が サテライトオフィスに前向き ・令和 2 年度の同事業において 5 3 社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との マッチング機会を提供

令和3年度:マッチングセミナー 日時:令和4年3月4日(金)

場所:ベルサール神田



地方公共団体

- ・多くの地方公共団体が 誘致に取り組む・令和2年度の同事業において、30団体がセミナーに出展し、
- サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

○ 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費 について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの活用

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」 を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶http://www.soumu.go.jp/satellite-office/





▶https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/



Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-



子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 R4予算額(案):18百万円

農山

漁村

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受 入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデ ル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 特に今年度は、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより 高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成する ため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



小学校 中学校 高等学校

学校教育活動 社会教育活動



農林漁業体験・ 宿泊体験活動

- ◆GIGAスクールの基盤を活かし、◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備 たオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現 ◆課題解決に向けた研究と実践

■子供農山漁村交流支援事業 ■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に 向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、 関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にか かる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共 団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に 要する経費・外部研修受講に係る受講料、旅費・印刷製本費等

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組 む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを 横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

777年本州外社员47711		
送り側	受入側	
・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換)	・左記のほか、 受入体制の整備に係る経費 等	Ť

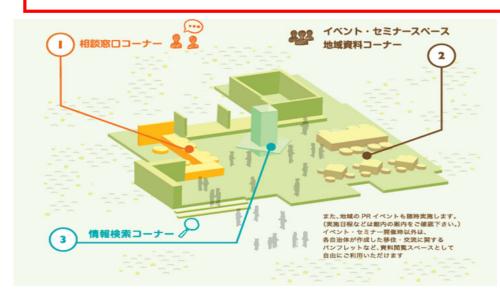


36

移住・交流の推進

移住・交流情報ガーデン

- 〇 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 〇 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



〇移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35

※平成27年度には、平成27年3月28~31日分を含む。

【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。
 - ※国の各府省とも連携
 - ・厚生労働省(しごと情報)・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間](平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00 [休館日]月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始



(移住フェアの模様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル [アクセス]JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

〇 地方公共団体が実施する移住体験(二地域居住体験を含む)、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について 特別交付税措置。

取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作	「地方自治体が実施する移住・定住対策の推進について」 (令和3年3月30日付総行応第79号) I. 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置
②移住体験	・移住体験ツアー(二地域居住体験)の実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等)	〇 左の①~④の対象事業に要する経費を対象 (措置率0.5×財政力補正)
③就職支援	・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入企業)に対する助成	□「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に 要する経費に対する特別交付税措置
④住居支援	空き家バンクの運営 住宅改修への助成	○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定 住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動 経費を対象
⑤移住を検討し ている者や移 住者への支援	・移住コーディネーターや定住支援員による支援	○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限)

地域運営組織の形成・運営

孤独・孤立対策に資する取組として、見守り・交流の場や居場所づくりなど、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりをより一層推進するため、調査研究事業を拡充・強化するとともに、地域運営組織による地域の実情に応じたきめ細やかな取組を市町村が支援できるよう、地方財政措置を拡充する。

【地域運営組織】

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の 様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課 題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に5,783組織が形成(令和2年度調査より)

【地域運営組織に関する地方財政措置】

<令和4年度> ※下線箇所を追加

- 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
- (1) 地域運営組織の運営支援
 - ①運営支援のための経費(事務局人件費等)<普通交付税>
- ②形成支援のための経費(ワークショップ開催の経費等) <特別交付税>
- (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援<普通交付税> 措置対象: 高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、

交流事業(子育て、親子、多世代)、子ども食堂、学習支援、相談の場等

- ※ (1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置 を講ずる。
- 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】 <特別交付税>

【取組事例】

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク(山形県川西町)

- 〇高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動 を実施している。
- ○住民ワークショップを実施し、 女性・若者など地域の様々な 意見を集約し、事業計画の 企画・立案につなげる。



※住民ワークショップの様子

【地域運営組織の多機能化・総合化の推進】

令和4年度は、地域運営組織がNPO等の他の様々な組織との一体化や連携により多機能化を進め、地域における共助を総合的に実施するモデルを創出するための調査研究を実施する。

※R4予算案: 0.2億円

地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態(令和2年度総務省調査(全市区町村(1,741団体)対象 うち1,729市区町村が回答)

○組織数: 令和2年度の組織数は全国で5,783組織あり、令和元年度(5,236組織)から547組織増加(10.4%増)し、

平成28年度に比べて約2倍に増加

また、地域運営組織が形成されている市区町村は802市区町村あり、令和元年度(742市区町村)から60市区町

村増加(8.1%増)

■:地域運営組織の形成数の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783

○組織形態 : 法人格を持たない任意団体が約92%、NPO法人が約5%、認可地縁団体が約2%

┃○活動拠点 :活動拠点を有している組織が約90%、このうち約75%が公共施設を使用

○活動内容 : 高齢者交流サービス(51.9%)、声かけ・見守りサービス(41.2%)、体験交流事業(34.1%)、公的施設の維

(複数回答) 持管理(26.6%) など多様

〇収 入 : 生活支援などの自主事業の実施等による収入(※)の確保に取り組む地域運営組織の割合:47.0%

※会費、補助金、寄付金等以外の収入

○課 題 : 人材(担い手、リーダー、事務局)の不足、活動資金の不足、当事者意識や活動への理解不足など

○コロナ拡大,活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足(55.7%)、感染症対策に係る支出の増加(51.8%)、

による影響 外部との学び合い不足(34.3%)など

(複数回答)

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』(今和元年12月20日閣議決定) 重要業績評価指標(KPI)

■住民の活動組織(地域運営組織)の形成数:7,000団体(2024年度)

■生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合: 60%(2024年度)₄₂

地域運営組織の取組事例

島根県雲南市

- 〇平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。
- ○現在、市内全域において「地域自主組織」が交流センターを拠点に、 交通手段を持たない住民向けの送 迎サービス等の様々な活動を展開 している。





特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク(山形県川西町吉島地区)

〇地区の全世帯が加入している NPO法人であり、コンビニエンス ストアの休憩スペースを利用し た産直朝市、グリーンツーリズ ム、農家レストラン、6次産業化、 地域のスポーツクラブ運営、買 い物支援・見守りサービス等に 取り組むなど、地域の課題解決 に向けた幅広い活動を実施して いる。



特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)

- ○ミニスーパーの運営とともに、移動 手段のない高齢者をターゲットに、 生活用品を届ける移動販売サービ スを実施している。
- ○高齢者の孤立化を防ぐとともに子 どもの居場所づくりとして、世代間 交流しながら一緒に昼食をとる地 域食堂も開催している。





にしきお

地緣法人錦生自治協議会(三重県名張市)

- ○平成24年には、法律上における責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、地縁法人(認可地縁団体)としての認可を受けた。
- ○高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、 小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の 実施、放課後子ども教室など、様々な事業 に取り組んでいる。



特定地域づくり事業協同組合制度の推進

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4予算額(案) 5.0億円 (内閣府予算計上)

根拠法:地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和2年6月4日施行)

人口急減地域の課題

- 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- 組合で職員を雇用し事業者に派遣 (安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

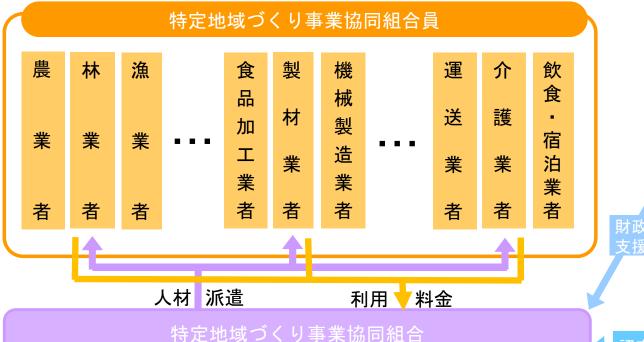
人口急減法の概要

対 象:人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断

※過疎地域に限られない

認定手続:事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)

特例措置:労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届出で実施可能



地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市 町 村
(組合の運営経費)
1/2市町村助成
1/8
特別
交付税
交付金
1/8
※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

定都道府県

情報提供助言、援助

認定

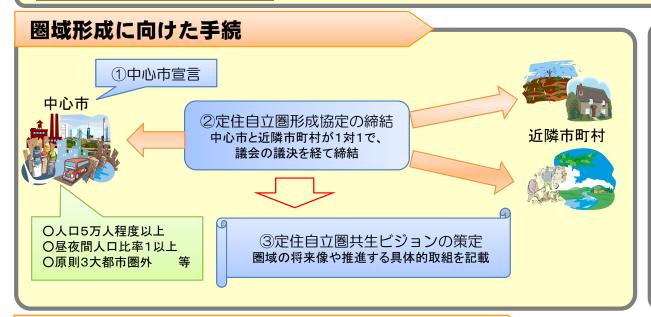
定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、<u>圏域全体として必要な生活機能等を確保する</u> 「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

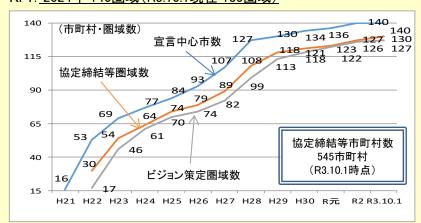
【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化(休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成等)
- ②結びつきやネットワークの強化(デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)
- ③圏域マネジメント能力の強化(合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R3.10.1現在 130圏域)



※R2以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充) (中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)) (近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置

等

地方债

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想 推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況(令和3年10月1日現在)

※【 】は中核で

※〈 〉は中核市要件を満たす市(指定都市・中核市を除く)

※網掛けは宣言連携中枢都市

※()は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市·士別市(複眼型)、滝川市·砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	_
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市 (複眼型)、むつ市	-
岩手県	奥州市·北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、 大仙市	-
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	-
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、 筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、 那須塩原市	1
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、(藤岡市)
埼玉県	秩父市、本庄市	_
千葉県	旭市、館山市	ı
東京都		ı
神奈川県		-
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、 南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市·飯山市(複眼型)、 佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

- ※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く
- 〇指定都市•中核市
- 〇中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		_
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、 たつの市	小野市
奈良県	天理市	_
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	_
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	_
岡山県	津山市、備前市	_
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	_
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市·宿毛市(複眼型)	_
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	-
大分県	中津市、日田市	-
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	-
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
合計	140	64

- 〇 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 130圏域(545市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 127圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の37市が宣言連携中枢都市 (令和3年4月1日現在)

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎村8 佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏130圏域※(令和3年10月1日時点)における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

療 医

126圏域

医師派遣、適正受診の啓発、

休日夜間診療所の運営等

福 祉

介護、高齢者福祉、子育て、

113圏域

障がい者等の支援

育 教

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ

109圏域

交流、公共施設相互利用等

産業振興

広域観光ルートの設定、

125圏域

農産物のブランド化、企業誘致等

環 境

低炭素社会形成促進、

66圏域

バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

地域公共交通のネットワーク化、

126圏域

バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用

48圏域

メール配信による圏域情報の共有等

交诵インフラ整備

84圏域

生活道路の整備等

地産地消

学校給食への地元特産物の活用、

52圏域

直売所の整備等

交流移住

共同空き家バンク、圏域内イベント

107圏域

情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修•人事交流

合同研修の開催や

113圏域

職員の人事交流等

外部専門家の招へい

医療、観光、ICT等の

44圏域

専門家を活用

過疎対策の推進

過疎対策について

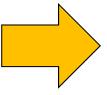
I 過疎対策の経緯

- 〇昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。
- ○直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

Ⅱ 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少 しており、財政力の弱い市町村を指定



Ⅲ 過疎地域の現況等

((過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和3.4.1) 820	1,718	47.7%
人口(平成27国調:万人)	1,131	12,709	8.9 %
面積(平成27国調: km²)	226,560	377,971	59.9 %

※令和2国勢調査の確報値が令和3年11月に公表された。数値の精査を行った上で令和4年4月に過疎地域の追加公示を行う予定。

Ⅳ 各種施策

(1)過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(令和4年度計画額5,200億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置等

(2)その他

〇過疎地域持続的発展支援交付金(令和4年度予算額:8.0億円)

過疎地域持続的発展支援交付金

R4予算額(案):8.0億円 (R3予算額:7.8億円) (R2予算額:6.9億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落 ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活 支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)
 - ※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)
- 〇 令和4年度予算額(案) 4.0億円(令和3年度予算額4.0億円)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に 対して補助(1/2補助)
 - •定住促進団地整備事業
 - •定住促進空き家活用事業
 - •集落等移転事業
 - •季節居住団地整備事業
- 〇 令和4年度予算額(案) 0.9億円(令和3年度予算額0.9億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、 過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材 育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)
- ※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に 都道府県を追加
- ※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- 〇 令和4年度予算額(案) 2.5億円(令和3年度予算額2.3億円)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

○ 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流 及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助 (1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和4年度予算額(案) 0.6億円(令和3年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R4予算額(案):4億円 (R3. R2予算額:4億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

(1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域

(2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織

(地域運営組織等)

(3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組

(4) 交付対象経費の限度額 1.500万円 (定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)

上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、 ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型 アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ アプリによる 地域課題解決に資する デマンドバスの予約 専門人材の活用 A集落 センサーを活用した 鳥獣被害対策 B集落 アプリ等を活用した 高齢者の買い物支援 (地域内外) スマート農業の推進 役場所在地域 ※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業

R4予算額(案):2.5億円 (R3予算額:2.3億円)

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

(1)対象地域 過疎地域

(2)事業主体 ① 過疎市町村

② 都道府県

(3)交付対象経費の限度額 2.000万円

(4)交付率

① 定額

② 1/2又は6/10(※)

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5)対象事業

〇人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等
- ※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材等

OICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ





【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の 構築 等

過疎地域集落再編整備事業

R4予算額(案):0.9億円 (R2,R3予算額:0.9億円)

○ ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1)事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

- (2)実施主体 過疎市町村
- (3)交付率 1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額 3,877千円×戸数 過疎地域内で定住促進 のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額 4,000千円×戸数









過疎地域内の空き家を 移住者等への住宅へ改修









改修前

改修後

過疎地域遊休施設再整備事業

R4予算額(案):0.6億円 (R2,R3予算額:0.6億円)

〇 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家 屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資 する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林 漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の 整備事業に対して補助

- (1)事業主体 過疎市町村
- (2)交付対象経費の限度額 60,000千円
- (3)交付率 1/3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて いない旧公民館



使用されていない倉庫等



過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や サテライトオフィス等 働く場の施設整備



地域運営組織等の コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の 加工施設

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和3年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,915人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,424人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(特別交付税措置)、情報提供等を実施
 - <特別交付税措置>
 - 〇措置額 ・・・ 集落支援員1人あたりの上限額 ・専任※ 430万円 ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 〇対象経費・・・ ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
 - ③集落における話し合いの実施に要する経費
 - ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・ 地方自治体の委嘱により「<u>集落支援員</u>」を設置。
- ・ 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

・ 市町村職員と協力 し、住民とともに、集 落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

・「集落点検」の結果を活用し、住民と 住民、住民と市町村との間で集落の現 状、課題、あるべき姿等についての話 し合いを促進

口集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援総務省

集落支援員の活躍先

○支援員数 専任1,915名、兼任3,424名

自治体(3府県383市町村)

(令和3年度特交ベース)

※表は専任のみ

(,

邻坦	印叫介	又抜貝奴
	美唄市	1
	名寄市	1
	松前町	1
	乙部町	1
	寿都町	1
	蘭越町	1
	ニセコ町	5
	積丹町	1
	北竜町	3
	比布町	1
北海道	愛別町	1
(53)	東川町	15
	南富良野町	1
	和寒町	1
	美深町	1
		1
	中頓別町	1
	幌延町	
	白老町	4
	厚真町	5
	清水町	3
	白糠町	4
青森県	むつ市	2
(4)	中泊町	2
	大船渡市	8
	久慈市	2
岩手県	雫石町	15
(47)	紫波町	1
,	西和賀町	7
	大槌町	4
	岩泉町	10
	気仙沼市	7
宮城県	登米市	20
(31)	東松島市	3
	加美町	1
	秋田県★	2
	鹿角市	1
秋田県	由利本荘市	5
(15)	五城目町	1
	羽後町	6
	酒田市	2
	寒河江市	1
	長井市	10
	西川町	1
山形県 (43)	朝日町	2
	金山町	1
	最上町	3
		2
	舟形町	
	大蔵村	1

都道府県名 市町村 支援員数

都道府県名		支援員数
	川西町	3
山形県	飯豊町	10
	庄内町	5
	遊佐町	2
	会津若松市	1
	喜多方市	7
	二本松市	9
福島県	天栄村	1
(25)	南会津町	3
	西会津町	1
	三島町	1
	会津美里町	2
#14.0	北茨城市	1
茨城県	常陸大宮市	9
(12)	茨城町	2
栃木県(2)	矢板市	2
群馬県	沼田市	3
(7)	嬬恋村	4
	秩父市	5
埼玉県	横瀬町	1
(10)	小鹿野町	4
	南房総市	11
千葉県	香取市	4
(27)	山武市	2
(27)	大多喜町	10
東京都(1)	利島村	1
木水即(1)	長岡市	9
	新発田市	1
		4
	小千谷市	16
	十日町市	
	見附市	11
	村上市	3
*C *E3 1F3	糸魚川市	11
新潟県 (103)	妙高市	5
(103)	上越市	9
	佐渡市	11
	魚沼市	9
	胎内市	1
	阿賀町	8
	津南町	1
	関川村	3
	粟島浦村	1
富山県(3)	富山県★	3
福井県	福井市	6
他并乐 (8)	坂井市	1
(5)	越前町	1
山梨県	南アルプス市	1

†10		
都道府県名	市町村	支援員数
山梨県	小菅村	1
四木示	丹波山村	1
	長野市	2
	伊那市	11
	大町市	2
	茅野市	2
	東御市	7
	青木村	1
	辰野町	2
	箕輪町	3
	飯島町	7
	中川村	11
	宮田村	1
	松川町	12
	高森町	3
E 87:0	阿智村	4
長野県 (137)	平谷村	1
(137)	売木村	7
	天龍村	4
	泰阜村	1
	豊丘村	6
	王滝村	6
	木曽町	1
	麻績村	1
	生坂村	6
	朝日村	2
	白馬村	7
	小谷村	6
	高山村	10
	木島平村	7
	飯綱町	4
	関市	7
	中津川市	13
	瑞浪市	8
岐阜県	恵那市	4
(42)	下呂市	2
	白川町	6
	東白川村	2
	静岡市	8
静岡県 (16)	浜松市	5
(10)	小山町	3
	尾鷲市	6
	鳥羽市	2
	熊野市	25
三重県 (114)	いなべ市	68
	木曽岬町	1
	玉城町	1
	南伊勢町	3

小 沢 20211 四 刊 /				
都道府県名	市町村	支援員数		
三重県	紀北町	8		
滋賀県	長浜市	21		
(43)	守山市	2		
(10)	甲賀市	20		
	京都府★	6		
	京都市	4		
京都府	綾部市	2		
(30)	宮津市	1		
(00)	京丹後市	6		
	南丹市	7		
	伊根町	4		
	豊岡市	31		
	西脇市	5		
	加西市	4		
	丹波篠山市	1		
	養父市	34		
	丹波市	22		
兵庫県 (142)	朝来市	28		
(142)	宍粟市	3		
	神河町	1		
	上郡町	3		
	佐用町	7		
	香美町	1		
	新温泉町	2		
	宇陀市	5		
	山添村	2		
	曽爾村	1		
	明日香村	1		
	吉野町	6		
奈良県	黒滝村	1		
(58)	天川村	5		
	十津川村	5		
	下北山村	3		
	上北山村	5		
	川上村	21		
	東吉野村	3		
	紀美野町	11		
	高野町	2		
和歌山県	すさみ町	6		
(24)	那智勝浦町	4		
	古座川町	1		
	鳥取市	1		
	倉吉市	14		
	智頭町	8		
鳥取県	八頭町	21		
(92)	三朝町	6		
	<u> </u>	3		
	大山町	10		
L	ヘエミ	10		

		讨义
都道府県名	市町村	支援員数
	南部町	15
鳥取県	伯耆町	3
から コヘンド	日南町	10
	江府町	1
	出雲市	1
	益田市	24
	大田市	3
	奥出雲町	7
	飯南町	6
白田田	川本町	24
島根県 (191)	美郷町	13
(191)	邑南町	1
	津和野町	31
	吉賀町	2
	海士町	54
	西ノ島町	3
	知夫村	22
	玉野市	7
	笠岡市	6
	備前市	1
	瀬戸内市	2
岡山県	赤磐市	1
(38)	真庭市	3
	浅口市	4
	矢掛町	7
	勝央町	2
	美咲町	5
	三原市	22
	三次市	6
	庄原市	23
広島県	廿日市市	7
(64)	安芸太田町	1
	北広島町	4
	大崎上島町	1
	宇部市	5
	山口市	1
	岩国市	6
	長門市	23
山口県	柳井市	2
(48)	美祢市	2
	周防大島町	1
	平生町	6
	阿武町	2
	美馬市	7
	三好市	17
徳島県(31)	上勝町	2
心西木(01)	神山町	2
	牟岐町	3
	牛咬町	3

都道府県名		支援員数
香川県(2)	まんのう町	2
愛媛県(7)	久万高原町	7
	高知市	2
	室戸市	3
	南国市	3
	宿毛市	1
	土佐清水市	1
	四万十市	1
	香南市	1
	香美市	16
	東洋町	1
	奈半利町	2
	安田町	3
	馬路村	2
高知県	芸西村	3
(91)	本山町	3
	大豊町	8
	土佐町	4
	いの町	1
	中土佐町	2
	佐川町	10
	越知町	5
	梼原町	7
	日高村	2
	津野町	2
	四万十町	1
	三原村	4
	黒潮町	3
	筑後市	11
	小郡市	3
	うきは市	3
	嘉麻市	1
福岡県	朝倉市	2
(32)	東峰村	5
	大刀洗町	4
	香春町	1
	みやこ町	2
	唐津市	7
		1
<i>什加</i> 旧	多久市	
佐賀県 (20)	伊万里市	1
(20)	武雄市	
	基山町	3
	上峰町	4
長崎県	平戸市	16
(42)	- 壱岐市	14
45-1-10	五島市	12
熊本県	高森町	8
(12)	南阿蘇村	1

都迫肘県名	巾町柯	文援貝数
	甲佐町	1
熊本県	山都町	1
	多良木町	1
	大分市	2
	日田市	11
	佐伯市	8
	臼杵市	14
	津久見市	1
大分県	竹田市	4
(85)	豊後高田市	5
	宇佐市	25
	豊後大野市	8
	由布市	3
	玖珠町	4
	串間市	6
	えびの市	5
宮崎県	西米良村	3
(24)	椎葉村	7
_ ·/	日之影町	1
	五ヶ瀬町	2
	鹿児島市	10
	鹿屋市	1
	阿久根市	2
	指宿市	1
	西之表市	10
	日置市	27
	曽於市	6
鹿児島県	霧島市	2
(118)	志布志市	3
	南九州市	3
	三島村	1
	さつま町	6
	東串良町	1
	肝付町	1
	瀬戸内町	43
	徳之島町	1
	石垣市	1
	国頭村	1
	大宜味村	5
沖縄県 (17)	宜野座村	2
	北大東村	2
	久米島町	2
	竹富町	4

令和2年度 専任1,746名、兼任3,078名(3府県358市町村) 令和元年度 専任1,741名、兼任3,320名(4府県348市町村) 平成30年度 専任1,391名、兼任3,497名(3府県328市町村) 平成29年度 専任1,195名、兼任3,320名(3府県300市町村) 平成28年度 専任1,158名、兼任3,276名(4府県277市町村) 平成27年度 専任994名、兼任 3,096名(3府県238市町村) 平成26年度 専任858名、兼任 3,850名(5府県216市町村) 平成25年度 専任741名、兼任 3,764名(7府県189市町村) 平成24年度 専任694名、兼任 3,505名(6府県186市町村) 平成23年度 専任597名、兼任約3,700名(9府県149市町村)

平成22年度 専任500名、兼任約3,600名(13府県134市町村) 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名(9府県113市町村) 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名(11府県66市町村)

空家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法について

概要

背 景

● 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(法1条)

施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等(法5条~8条)
- 空家等についての情報収集(法9条~10条)
- 空家等及びその跡地の活用(法13条)
- 特定空家等に対する措置(法14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等(法15条)

施行状況

〇国土交通省・総務省調査(令和3年3月31日時点)

1. 空家等対策計画の策定状況

		市 区 町村数	比率
既に策定済み		1,332	77%
策定予定あり		273	16%
	令和3年度	110	6%
	令和4年度以降	14	1%
	時期未定	149	9%
策定予定なし		136	7%
合 計		1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況

2. 法正协議会以改直认沉						
		市 区 町村数	比率			
設置済み		207				
設置予定あり		271	16%			
	令和3年度	77	4%			
	令和4年度以降	8	1%			
	時期未定	186	11%			
設制	置予定なし	563	32%			
	合 計	1,741	100%			

空家の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(法2条1項)
- 「特定空家等」とは、
- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(法2条2項)

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- 固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定 空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

3. 特定空家等に対する措置状況(直近5カ年) ※()内は市区町村数

	平成28	3年度	平成29	9年度	平成3	0年度	令和元	年度	令和2	!年度	合:	計
助言·指導	3,125	(202)	3,840	(271)	4,542	(325)	5,359	(399)	5,849	(396)	24,888	(687)
勧告	202	(72)	292	(91)	375	(102)	465	(138)	480	(149)	1,868	(320)
命令	17	(16)	44	(29)	42	(20)	42	(33)	66	(46)	215	(113)
行政代執行	10	(10)	12	(12)	18	(14)	28	(25)	23	(21)	92	(74)
略式代執行	27	(23)	40	(33)	49	(44)	69	(56)	66	(54)	259	(166)

·調査対象:1788団体(47都道府県、1741市区町村)

•回収数:1788団体(回収率100%)

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

概要

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに 鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空家等対策計画の 策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援

対象経費

- 市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置(措置率O.5、財政力に応じて補正)
- ①空き家対策のために必要な調査
- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空家等対策計画の策定等のために必要な 空き家住宅等の実態把握
- ②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備
- ・空き家に関するデータベースの整備
- ・空き家相談窓口の設置

等

④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助 等

⑤危険な空き家の除却・改修



<除却のイメージ>





③空家等対策計画の策定

- ※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。
- ※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分(①,③,⑤)を対象とする (市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む)。

所有者不明土地対策の推進

2022年(令和4年) 課題等 2020年(令和2年) 2021年(令和3年) 2023年(令和5年) 所有者不明土地の利用の円滑化等に ・制度の普及・啓発、地方協議会を通じた地方公共団体への支援 関する特別措置法(特措法)等(H30,6,13公布等) 長期相続登記等未了土地の着実な解消作業 ・公共的目的の利用を可能とする制度 ・土地収用法に係る所有者探索の合理化(マニュアルの改訂・周知)、共有私道ガイドラインの更なる周知と改訂 財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期相続登記等未了土地を解消する制度 所有者不明農地・林地の利活用促進の制度 ・農地、林地関係の制度の普及・啓発、制度を活用した農地や森林経営管理の集積・集約化の推進 表顕部所有者不明土地の登記及び管理の 制度の普及・啓発、変則型登記の着実な解消作業 適正化に関する法律 (R1.5.24公布) 登記官等による所有者等の探索 特定不能の土地に裁判所が管理人を選任 〇土地基本法等の 〇土地基本方針 土地所有に関する基本制度 〇土地基本方針 一部を改正する 等の策定 の改定 法律(3.31公布) 人口減少社会で、所有者不明や 土地基本方針 民事基本法制の 改 土地基本法(土地形 管理不全の土地が増加し、周辺 (所有者不明土地) 個別施策の推進、 有者等の責務、適正 見直しや特措法 定 適正な土地の利用 環境の悪化や有効利用を阻害 制度見直しの検討 な利用・管理の基本 管理の確保に関す 見直しに向けた 理念、土地基本方針 る措置等の基本的 検討等を反映 ・地籍調査について、一部の所有 等)、国土調査法等 事項を規定) 者が不明な場合などに、調査が (地籍調査の円滑・ 新国土調査事業 迅速化、十箇年計画 進まず、進捗に遅れ 新十箇年計画に基づき、地籍調査を円滑・迅速に推進 十箇年計画 策定)の改正 登記制度・土地所有権の在り方等 〇民法等の一部を改正する法 令和4年度 律、相続等により取得した 税制改正要望 〇法制化に向けた最終検討、 ・相続が生じても登記や遺産分割が行 土地所有権の国庫への帰属 (登記関係)/ 民法等改正要綱答申 われず、所有者不明土地が多く発生 に関する法律(4.28公布) (法制審議会) 遠隔地居住の相続人等が土地を管理 相続登記、住所変更等登記の 政省令制定等の施行準備 施 することができず、環境悪化 所有者不明土地の発生を予防 義務化、申請者の負担軽減策 (原則、公布から2年内施行 住基ネット等と連携した職権 するための仕組み、所有者不 所有者が一部不明な共有地は、合意 相続登記義務化は3年内、住基ネット等と 行 的な登記情報の最新化 明土地を円滑・適正に利用す が得られず管理や処分が困難 連携した職権的な登記情報最新化は5年内 相続した土地の国庫帰属制度 るための仕組みについて検討、 共有地の利用等の促進 改正要綱を答申 多様な土地所有者の情報を円滑に 所有者不明土地。建物管理制度 不動産登記システムと住基ネット等との円滑な連携を可能 把握する仕組み等 ・相隣関係規定の合理化 とするシステムの整備 ・相続登記や住所変更登記がされず、 ・行政機関等へ戸籍情報を電子的に提供する戸籍情報連携システムの整備(R6.2運用開始目標) 登記で所有者情報把握が困難 各種台帳の情報連携を容易にするデータ形式の見直し、システム間調整等 〇特措法施行3年経過の見直しに向けた検討、とりまとめ(国土 所有者不明土地等の円滑な利活用・ 〇特措法の ・所有者不明土地の利活用・管理を図る仕組み(地域福利増進事業等)の拡充 管理の促進 見直し ・管理不全土地の適切な管理を図るための行政的措置を可能とする仕組み 低未利用土地利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンク制度 (法案提出) 長期相続登記等未了土地解消作業の対象土地の運用見直し等 所有者不明土地やその発生予防 の観点から重要な管理不全土地、 ・隣地所有者不明土地の法務局調査に基づく 低未利用土地等の利活用・管理 導入 筆界認定の仕組みの検討 の促進を図る更なる方策が必要 土地改良事業等における所有者不明農地の 63 必要な措置 一層の利活用を図る措置の検討

国土審議会土勘政策分科会企画部会

国土交通省

所有者不明土地法の見直しに向けた方向性のとりまとめる **治和3年12月** 24日) う れ ム

- 0 者不明土地や所有者に 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニ よる適正な管理が行われてない土地(管理不全 ズの低下や土地所有意識の希薄化を背景に、 薄化を背景に、<u>所有</u> 等の増加が懸念。
- 0 な管理に関する土地所有者の責務等が定められた。令和3年には、所有者不明土地の発生予防・利用の円滑化等を目的とする民事基本法制の抜本的な見直しが行われた。このような経緯等を踏まえ、本部会(第37回~第46回)において、施行後3年を迎えた所有者不明土地法の見直しに向けた方向性について、関係閣僚会議(※)において示された
 ① 所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充② 管理不全土地の適正な管理を図るための仕組み
 ③ 低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み
 ③ 低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み 所有者不明土地が我が国における喫緊の課題とL が制定され、 平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化の促進を図ることを目的とする所有者不明土地法 令和2年には土地基本法の制定以来約30年振りとなる改正が行われ、 て認識されて以降、本部会等での議論を経て 土地の適正
 - 0
- の3つの検討事項を中心として行ってきた議論・検討の内容を整理し、 とりまとめたもの。
- 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)

…特措法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、所有者不明土地の円滑な利法用・管理を図る仕組みの拡充や、所有者不明土地の発生予防等の観点から重要となる管理不全土地や低未利用土地の利活用・管理を図る仕組みについて検討を進め、国土審議会において制度見直しの内容を本年中目途でとりまとめ、次期通常国会に必要となる法案を提出する。 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和3年6月7日 関係閣僚会議決定)(抄)

今般の所有者不明土地法の見直しにおける措置の方向性(ポイント)

所有者不明土地の利用の円滑化

- ◆所有者不明土地の利用の更なる円滑化を図るため、<u>「地域福利増進事業(※)」をより活用されやすい制度とするこ</u> とが必要
- (※知事の裁定による使用権の設定により、所有者不明土地を地域住民等のための公益性の高い事業に活用できる制度)
 対象事業の拡充:市町村に対するアンケート調査結果等を踏まえ、地域の災害対策に役立つ施設や、地産地消を 行う再生可能エネルギ で発生していることを踏まえ、要件の厳格化と適切な運用の徹底が必要。 <u>発電設備</u>を対象事業に追加。再生可能エネルギ -発電設備については、トラブルが各所
- を10年から<u>20年まで延長</u> 土地等使用権の上限期間の延長 民間事業者が主に主体となると考えられる対象事業については、上限期間
- られる建築物が存する土地について なる土地についても同様に扱う。 対象となる土地の拡充 ٠. 現行制度で対象となっている簡易建築物と同程度に補償金の算定が容易であると認め も、対象となる特定所有者不明土地に含める。あわせて、 収用特例の対象と

N 管理不全土地の管理の適正化

- 今般の見直しにおいては、 関す |直しにおいては、全国共通の喫緊の課題となっている自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、 | る課題の中でもとりわけ対応が急がれる管理不全状態の所有者不明土地への措置を講ずることが |管理不全状態を要因とする災害等の生命・財産に関わるような悪影響の発生を防止するため、ボー とが必要。 管理不全土
- <u>告、命令、代執行を可能とする制度を新たに規定</u>することにより、市町村の条例では対応が困難な所有者不明土 地に起因する制度的なあい路の解消を図ることが必要。 . 市町村長 による勧
- あわせて、令和3年の民事基本法制の見直しにより創設された<u>管理不全土地管理制度</u>についても、<u>市町村長によ</u> <u>る請求を可能</u>とする特例が必要。
- 態とすることが必要 これらの制度を活用する際に必要となる所有者探索を円滑に行えるようにするため、 公的情報の利用・提供を可
- 市町村の負担が過大なものとならないよう、国及び都道府県が支援を行うべきことを明確化することが必要

3. 課題がある土地に地域一体となって対応するための体制の構築

- 地域における課題がある土地に実効的に対応するため、市町村だけでなく、<u>地域一体となって取り組む体制の構築が必要</u>
 課題がある土地の利用や管理に取り組む法人を市町村長が指定し、活動を支援・連携していく仕組み 所有者不明土地や管理不全土地、将来的に所有者不明土地の発生につながるおそれのある低未利用土地といった
- 内容を示す計画を作成する仕組み 市町村が、上記の法人や地域コミュニティ、専門家等の関係者と協議の上、地域の実情に応じて必要な取組の
- 市町村の用地担当職員が大きく減少している状況等を踏まえ、所有者不明土地法に基づく制度が効果的に活用されるよう、国及び都道府県から<u>市町村に対する運用面での助言・支援等を更に強化</u>することが必要。
- 今回の見直し 今回の見直しの内容を含め、市町村等 広報・啓発活動を展開することが必要。 の取組が地域住民の理解を 分得られるよう、 国及び地方公共団体は、積極的な

お ち と に

- 0 今後、 今後、<u>本とりまとめに示された方向性を踏まえ</u>、 不明土地法が国民に示されることを期待。 所有者 不明土地法の改正に向けた作業を着実に進め、 新たな所有者
- 0 所有者が判明しているものも含めた管理不全土地全般に対する行政的措置等、<u>中長期的な検討を要するものについては、関連施策の施行状況や地方公共団体におけるニーズ等を継続的に分析しつつ、引き続き検討を行っていく。</u>

PPP/PFIの導入促進

PPP/PFIの導入促進(総務省の取組)

〇 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金 やノウハウの活用は重要

1 地方公共団体への周知

- ・ 地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進のため、公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等についての通知を発出(平成26年6月30日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知)。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成27年8月28日付け総務大臣通知)を発出。あわせて、<u>優良事例の横展開など、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の</u>維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を促進。
- ・ また、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)を踏まえ、「「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について」(平成27年12月17日付け内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省大臣官房地域力創造審議官通知)を発出し、人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討規程の策定を要請。令和3年6月には、指針の改定を踏まえ、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」(令和3年6月21日付け内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省大臣官房地域力創造審議官通知)を発出し、人口10万人以上の地方公共団体に要請の対象を拡げ、優先的検討規程の策定を要請。
- ・「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(国土交通省・内閣府・総務省)」を作成・公表(平成28年10月)。
- ・ 公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。
- 多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事例集」(内閣府民間資金等活用事業推進室作成、令和2年4月公表)について、地方公共団体への周知を実施(令和2年7月)。

66

PPP/PFIの導入促進(総務省の取組)

2 公共施設等総合管理計画の策定、見直し

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直しにあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間での<u>策定を要請(平成</u>26年4月22日付け総務大臣通知)。あわせて、<u>計画策定にあたっての指針を策定(平成30年2月27日改訂)</u>。当指針では、<u>計画の</u>検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直しを促進。

3 地方公会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台 帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備するよう要請(平成27年1月23日付け総務大臣通知)。分析手法や事例の紹介、 研修等の実施、特別交付税措置等により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

4 地方財政措置

- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフッティングを図る)ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。
- 「全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議」等において周知。

5 PPP/PFIに係る調査研究

・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良 事例を調査研究し、地方公共団体に周知。(R4予算案:8百万円)

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(概要)

<PPP推進に係るボトルネック>

行 政

・民間事業者から有意義な提案がなされるよう、有意義な 提案をした民間事業者に対し てインセンティブを与えたい。



・公共調達であるが故に、公平性・公正性の確保に留意する 必要がある。

民間事業者

・提案にもコスト(時間・費用)がかかる。

・公募条件において、コスト をかけた提案を「ただ取り」 されたのでは割が合わない。



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

〇「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

構成員						
大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官					
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局 地域自立応援課地域振興室長					
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長					
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部 都市生活学科教授	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課事業総括調整官					
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科 教授	国土交通省土地·建設産業局 建設業課入札制度企画指導室長					

国土交通省資料より作成

ポイント1:ルールの事前明示

(直接・間接の)インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

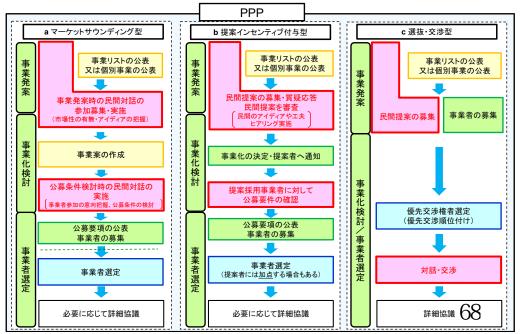
ポイント2:中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

【対話方式の概要】

- 1. 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映され得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合
- ⇒ a.マーケットサウンディング型 参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの
- 2. 明示的なインセンティブが必要な場合
- ⇒ b.提案インセンティブ付与型 事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセン ティブ付与(加点)を行うもの
- ⇒ c.選抜·交渉型

提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



棚田地域振興の推進

棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立(令和元年8月16日施行)。法律に基づ く「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に 支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、 高齢化の進展等



N棚田が荒廃の危機に

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本 方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的 財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって 棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

▶ 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成してい ると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当す るもの(2条)

※政令要件:昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20 以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保 全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形 成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域に おける定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければな らない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及 び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の青務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策 を策定・実施

4. 基本方針等(5条•6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣 議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条~18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - ▶ 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環 境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を 組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条) コンシェルジュ

みなし認定等

- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定 (10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

(2) 支援等の措置

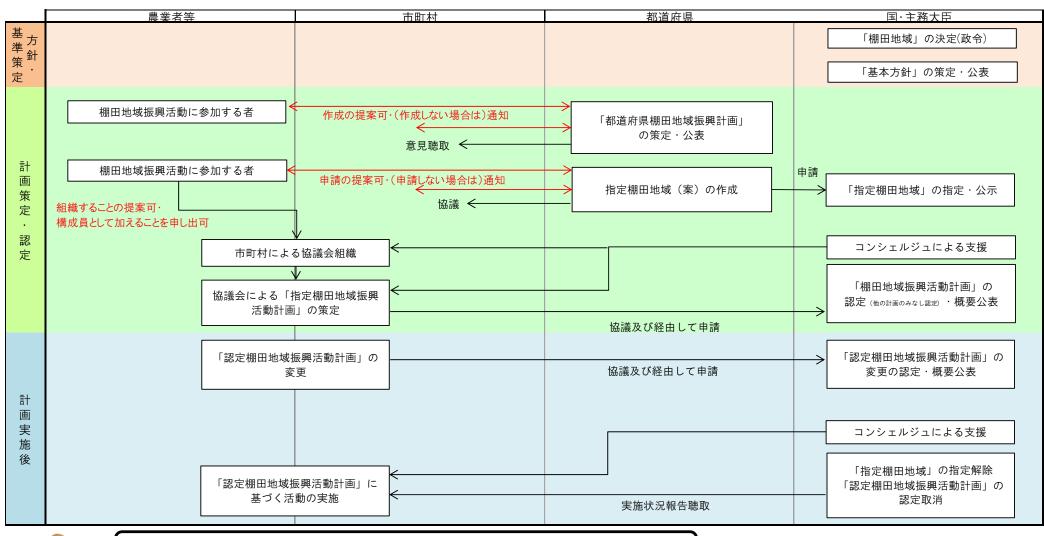
- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定 申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出と みなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、 エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の 認定とみなす。(13条)

③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に 実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)

- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必 要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の 振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

施行期日:公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日 失効日:令和7年3月31日

棚田地域振興法のスキーム図





都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
- ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
- ③ 市町村に対して、協議会を組織すること
- ①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。

